

## 明治初期の飯能と大八車

波田 尚大

大八車と呼ばれる道具が、近世から現代に至るまで飯能市域で使われていました。大八車とは人力で曳く荷車のことで、高齢の方であれば、この道具を使って様々なものを運んだという経験があるという方もいらっしゃると思います。飯能市立博物館では数台を資料として収蔵しています。こうした大八車が明治初期の飯能市域において、どの地域で使用されていたのかを『武蔵國郡村誌』をもとにご紹介します。



博物館所蔵の大八車(資料 No.912)

『武蔵國郡村誌』とは明治初期に政府が各府県に命じて作成した埼玉県域の村々の郷土誌です。東京帝国大学図書館に所蔵されていましたが、大正 12(1923)年の関東大震災によって焼失してしまいました。埼玉県はその副本を保存していたため、現存しています。記述された内容については村によって多少の違いがありますが、飯能村を例にすると①近世以前の所属、②隣村との境、③広さ、④沿革、⑤県庁や近隣の村までの距離、⑥地勢、⑦地質、⑧税の対象となった土地、⑨村内の字、⑩税の合計金額、⑪戸数、⑫人口、⑬牛馬の数、⑭舟や車の数、⑮山や河川の概要、⑯森林の概要、⑰道路の

概要、⑱神社の概要、⑲寺院の概要、⑳学校の概要、㉑役場の概要、㉒郵便局の概要、㉓村の収穫産物の種類と量、㉔村民の主な仕事、の 24 項目が記されています。

これらの中で⑭舟や車の数の項目に、当時、飯能市域に存在していた「荷車(大七車※)」の数が記されています。これによると、飯能村に 3 台、久下分村に 2 台、前ヶ貫村に 1 台、阿須村に 1 台、中山村に 1 台の合計 9 台が確認でき、他の村々には記載がありません。このデータが実際に調査した結果なのか、そうでないのかは現在では不明です。当時の台数であったとすると、大八車は谷口集落を中心にいわゆる「町」・「里」で使用され、「山」では使われていなかったようです。『名栗の民俗(下)』によると、旧名栗村域の一部において、大正期には「クルマミチ(車道)」が作られ、大八車を使用した材木の搬出が可能になったとあります。このような道ができる前の『武蔵國郡村誌』が編纂された明治初期の段階では、大八車は「町」・「里」の道具であったと言えます。「山」では車を使用可能な道が成立する大正期頃から、使用されていったのだと考えられます。

※大七車とは大八車の別称で、『日本民具辞典』によると車台が 8 尺(約 2m42cm)で大八車、7 尺(約 2m12cm)で大七車と呼び分けていたとあります。写真の大八車の車台は 2m90cm あります。

### 【参考文献】

埼玉県『武蔵國郡村誌』第 5 巻 埼玉県立図書館 昭和 29(1954)年 4 月 28 日発行

日本民具学会『日本民具辞典』ぎょうせい 平成 9(1997)年 5 月 30 日発行

編集・制作 さいたま民俗文化研究所『名栗の民俗』(下) 飯能市教育委員会 平成 20(2008)年 3 月 31 日発行